

見本

離婚届

閉庁時(土日祝祭日等)に届出する場合は、事前に市民課職員から記入内容の確認を受けてください。不備な点がある場合は再来庁が必要となります。

離婚届では住所変更ができません。変更が必要な方は、住み始めてから14日以内(土日以外の日)に市民課へ!

離婚届に必要な書類など(主なもの)  
①本人確認ができる運転免許証など。  
②本籍が十和田市以外の方は、戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)。  
③十和田市に住所を変更する方は、前住所地からの転出証明書。  
④届書に使用する印鑑。  
⑤国民健康保険証、個人番号カード(通知カード)、印鑑登録証など。

十和田  
十和田

捨印をお願いします。修正テープ、修正液は使わないでください。

受理 令和 年 第 第	送付 令和 年 第 第	書類調査 戸籍記載
令和 年 月 日届出		
青森県十和田市長 殿		
かた) 夫 とわだ たろう	妻 とわだ はなこ	
名 十和田 太郎	十和田 花子	
日 昭 和 51 年 6 月 23 日	昭 和 54 年 10 月 5 日	
住所 青森県十和田市西十二番町 6 番地 1 号	青森県十和田市大字三番地 一 号	
方書 sasaki アパート 1 号	方書 三本木 しわ子	
世帯主の氏名 十和田 金次郎	世帯主の氏名 三本木 しわ子	
本籍 青森県十和田市西十二番町 100 番地 一 番		
(2) 筆頭者の氏名 十和田 太郎		
父 母 の 氏 名 夫 父 十和田 金次郎 妻 父 三本木 市朗	続 柄 妻 母 三本木 市朗	
母 みさえ 長 男	母 しわ子 二 女	
(3) 離婚の種別 <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 和解 令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 令和 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 令和 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 令和 年 月 日確定		
(4) 婚姻前の氏に <input checked="" type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		
もどる者の本籍 青森県十和田市西十二番町 6 番地 一 号	さんぽんぎ はなこ 三本木 花子	
未成年の子の氏 夫が親権を行う子 十和田 海子、十和田 駒一	妻が親権を行う子	
同居の期間 <input checked="" type="checkbox"/> 昭 和 3 月 から <input checked="" type="checkbox"/> 平 成 24 年 7 月 まで	<input type="checkbox"/> 昭 和 <input type="checkbox"/> 平 成 <input type="checkbox"/> 令 和 (同居したとき)	
別居する前の住所 青森県十和田市西十二番町 6 番地 1 号		
別居する前の世帯のおもな仕事 <input type="checkbox"/> 1. 農業 <input type="checkbox"/> 2. 自由業 <input type="checkbox"/> 3. 企業等の役員 <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3に該当しない <input type="checkbox"/> 5. 1カ所 <input type="checkbox"/> 6. 仕事なし (国籍調査)		
夫妻の職業 夫の職業	妻の職業	
その他		
届出人 夫 十和田 太郎	妻 十和田 花子	
署名押印		
事件簿番号	住所を定めた年月日	電話 090 8888 1111

証人 (協議離婚するときだけ必要です)	
署名押印 大深内 次郎	大深内 市村 県太郎
生年月日 昭 和 51 年 6 月 2 日	昭 和 45 年 3 月 3 日
住所 青森県十和田市西十二番町 6 番地 1 号	青森県八戸市柏崎一丁目 1 番地 1 号
本籍 青森県十和田市西十二番町 6 番地 一 号	青森県八戸市柏崎一丁目 1 番地 一 号

亡くなっている親でも記入は必要です。

離婚しても氏をもどさない場合は、この欄に記入しないで「離婚の際に称していた氏を称する届」の用紙を提出してください。

2人必要です。成人の方ならどなたでも結構ですが、必ず証人ご本人に記入してもらってください。

未成年の子がいる場合は夫婦協議の上、夫側が妻側に記入が必要です。

届出時に同居していれば空白。

いずれかにチェックをお願いします。

提出前の取り決め事項  
1・婚姻前の氏にもどる者の本籍と氏  
2・未成年の子供がいれば親権者

十和田市の住所・本籍の町名は全て漢字表記になります。(例 東十五番町、ひがしの二丁目など)

印鑑登録について  
氏で印鑑登録している方が、氏が変わると自動的に登録が抹消となります。必要な場合は、新しい印鑑で登録し直してください。(登録手数料無料)

夫、妻であった方の自署をお願いします。